

当初・変更

入札（見積）執行調書
入札（契約）結果書 (随意契約)

年災		事項		契約	令和4年3月31日
工事番号	21-41311-0076	工事名	公共災害復旧工事（河川）	着工	令和4年3月28日
入札執行年月日	令和4年3月28日	発注種別	01 一般土木工事	完成	令和4年7月29日
審議番号	公所	000000	本庁		99.55%
路線・河川名	広瀬川筋			予定価格	7,734,100
工事箇所	伊達市梁川町大関字甲下川原地内			最低制限価格	
				調査基準価格	
工事概要	復旧延長 L=40.0m 張ブロック工 A=175.3m ²				

業者コード 業者名	落札者の住所		落札額（契約額）
	入札額及び再入札額		
100002116 (株)近藤組	伊達郡桑折町字陣屋40		7,700,000
	(1) 7,000,000	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	

※ 上記入札額に、消費税額を加算した額が地方自治法上の申込みに係る価格である。
 ※ 測量等の場合、「工事名」とあるのは「業務名」と、「工事箇所」とあるのは「業務箇所」と読み替えるものとする。

随意契約理由書

1 工事概要

- (1) 工事番号 21-41311-0076
- (2) 工事名 公共災害復旧工事(河川)
- (3) 路・河川名 広瀬川筋
- (4) 工事箇所 伊達市梁川町大関字甲下川原地内

2 随意契約の理由

当該箇所は、令和元年10月12日～13日の台風19号に伴う豪雨により河川護岸が崩壊したため復旧工事を進めてきたところであるが、張ブロック等の資材不足や作業員の人員不足により令和3年度内に完了が見込めず、令和元年度予算を含んでいる工事で令和4年度への工期の延長ができないことから、打ち切らざるを得ない箇所である。

また、令和2～3年中は資材や人員確保は県内のみならず周辺県からの入手も困難で、受注者は資材会社への早期確保依頼や他建設会社への協力(下請)依頼を可能な限り実施しており、工事の遅延が受注者の責に帰すべき事由はなかったと判断している。

具体的な時期経過は次のとおり。

- 令和2年9月 工事契約
- 令和2年9月～ 資材確保及び下請依頼を継続実施
- 令和3年5月 資材搬入開始、及び直営工事班を調整し現場着手
- 令和3年8月～ 下請け業者及び直営班により現場作業実施

残工事を改めて発注するにあたり、前工事で施工した仮設備を引き続き使用することで工期の短縮や経費の節減が確保できるため、前工事の施工者を相手方として単独随意契約とするものである。

なお、現段階においては張ブロック等の資材や作業員の不足は解消しており、残工事については工期内完了が見込める状況となっている。

3 地方自治法施行令等の該当条項

地方自治法施行令第167条の2 第1項第6号

「競争入札に付することが不利と認められるとき」

福島県財務規則施行通達第269条関係 1-(2)

「契約の内容又は性質上、2人以上の者から見積書を徴することが不相当であるとき」

4 見積書を徴する相手方

株式会社 近藤組 代表取締役社長 近藤克成